

(前のページより続き)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、農地の買収前の所有者等への
売払通知に代える公告、鉱業法第一
八九条関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
再生関係

特殊法人等

日本銀行営業毎旬報告関係

地方公共団体

公債償還(東京都区)、違法駐車車両
保管、法人設立許可取消処分、行旅
死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他

府 令

○内閣府令第九号

警察法の一部を改正する法律(平成十二年法律
第百三十九号)の施行に伴い、及び警察法(昭和
二十九年法律第百六十二号)第二十九条第五項の
規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する
内閣府令を次のように定める。
平成十三年二月十九日

内閣総理大臣 森 喜朗

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令
警察法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十
四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二号中「ご用邸等」を「御用邸等」
に、「ご滞在」を「御滞在」に改め、同条第三号中
「司法警察職員等指定応急措置法(昭和二十三年
法律第百三十四号)第三条」を「警察法(以下
「法」という。第六十九条第三項)に、「行なう」
を「行う」に改め、同条第四号中「取締」を「取
締り」に改める。

第五十八条中「警察法」を「法」に改める。

附則
この府令は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日(平成十三年三月一日)から施行する。

省 令

○厚生労働省令第十四号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令
(平成十年政令第四百十三号)第五条の二第二項
の規定に基づき、介護保険の事務費交付金の交付
額の算定に関する省令を次のように定める。
平成十三年二月十九日

厚生労働大臣 坂口 力

介護保険の事務費交付金の交付額の算定に
関する省令

第一条 介護保険の事務費交付金の交付額の算定
に關しては、この省令の定めるところによる。
(事務費交付金の額の算定)

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する
政令(平成十年政令第四百十三号、次項におい
て「令」という。)第五条の二第二項に規定する
厚生労働省令で定めるところにより算定する額
は、一万千九百円に、同項に規定する当該市町

規 則

○国家公安委員会規則第一号

警察法の一部を改正する法律(平成十二年法律
第百三十九号)の施行に伴い、並びに警察法施行
令(昭和二十九年政令第百五十一号)第一条第五
項及び第十三条第一項の規定に基づき、警察官け
ん銃警棒等使用および取扱い規範及び警察法第十
二条の二第一項に規定する専門委員に関する規則
の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十三年二月十九日

国家公安委員会委員長 伊吹 文明

警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範
及び警察法第十二条の二第一項に規定する
専門委員に関する規則の一部を改正する規
則

警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の
一部改正

第一条 警察官けん銃警棒等使用および取扱い規
範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)
の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第二項第二号、第六条お
よび第七条(第一号を除く。)の規定を除き」を
削り、「および」を「及び」に改める。

(警察法第十二条の二第一項に規定する専門委
員に関する規則の一部改正)

第二条 警察法第十二条の二第一項に規定する專
門委員に関する規則(昭和五十五年国家公安委
員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名中「第十二条の二第一項」を「第十二条
の三第一項」に改める。

附則
この規則は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日(平成十三年三月一日)から施行する。

○国家公安委員会規則第二号

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第六
十九条第三項の規定に基づき、刑事訴訟法の規定
による司法警察職員として職務を行う皇宮護衛官
に關する規則を次のように定める。
平成十三年二月十九日

国家公安委員会委員長 伊吹 文明

刑事訴訟法の規定による司法警察職員とし
て職務を行う皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

皇宮護衛官に關する規則

告 示

○総務省告示第六十号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条
の規定に基づき、次のように告示する。
平成十三年二月十九日

総務大臣 片山虎之助

指定統計の名称 通商産業省企業活動基本統計
調査票の使用目的 日本銀行が、「全国企業短期経
済観測調査」の母集団整備の基礎資料として企
業の実態を把握するため、平成十一年の通商産
業省企業活動基本調査企業活動基本調査票(磁
気テープに転写分)から所要の事項を転写し、
集計する。

調査票の使用の範囲 経済産業省経済産業政策
局調査統計部構造統計課企業統計室の職員並び
に日本銀行調査統計局経済統計課企業統計ケ
ループ及びシステム情報局システム開発課情報
システム班の職員